

介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱い要領

令和8年4月1日 改正

1 目的および事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

この要領は、厚生労働省令に規定されている事故発生時の介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）から川西市への報告事項について定めることを目的とする。また、事故報告の対象は、事業者が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

事業者は、次の場合、川西市福祉部介護保険課（以下「担当課」という）へ報告を行う。

(1) サービス提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ① 「サービスの提供による」とは送迎、通院の間の事故も含む。
また、在宅介護の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。
- ② ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、担当課に対しても報告する。
- ③ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるケガであっても②に該当する場合は報告する）。
- ④ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになるおそれがあるとき）は、担当課へ報告する。
- ⑤ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、担当課へ連絡もしくは報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症等の発生

- ① 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類とする。
ただし、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては感染症胃腸炎「ノロウイルス」や疥癬の発生など利用者等に蔓延するおそれのある場合並びに新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの報告を健康福祉事務所（保健所）に行った場合又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行う場合などサービス提供の継続に支障をきたすような場合も担当課へ連絡する。
また、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応する。
- ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合は担当課へ報告すること。
- ③ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合は担当課へ報告すること。
- ④ ②と③に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合は担当課へ報告すること。

(3) 誤薬・服薬忘れ

受診の有無に関わらず報告する。

(4) 職員（従業者）法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など）についても報告する。

(5) その他報告が必要と認められる事故の発生

離設など

3 報告の手順

(1) 事故後、事業者は速やかに担当課へ電子申請で報告することとする。（第一報）

「速やかに」の期限については、当日若しくは翌日、遅くとも3日以内とする。

(2) 事故処理の区切りがついたところで、事故報告書により文書で報告する。

提出方法は、介護保険事故報告書（別紙様式）を用いて郵送、持参または電子申請にて提出すること。

(3) 事業者は、保険者、利用者やその家族及び事業者の事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

4 利用者等への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

(1) この要領に基づき、「事故報告書」を作成し、担当課に提出すること。

(2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事件事例として兵庫県に報告される場合があること。

(3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名簿）が公開される場合があること。

5 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合、3・4の手順により、次の両者報告する

(1) 被保険者の属する保険者（市町）

(2) 事業所・施設が所在する保険者（市町）

※報告には利用者の個人情報が含まれるため、担当課においてはその取り扱いに十分注意する。

6 報告を受けた担当課の対応

報告を受けた担当課は事故発生報告受付書を作成し、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業所の対応に応じて保険者として必要な対応を講じる。

この場合、当該被保険者の属する市町が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業所所在地たる市町と連携を図る。